



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
4月21日
第709号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
包括外部監査契約の締結(財政課)	1
生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課)	1
生活保護法による施術担当機関の指定(健康福祉政策課)	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定(健康福祉政策課)	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術担当機関の指定(健康福祉政策課)	2
公金事務の委託(農政課、管理課)	2
○ 公 告	
令和8年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課)	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告(湖北)	8
○ びわこポートレース事業庁公告	
随意契約の相手方決定の公告	9

告 示

滋賀県告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 契約の相手方の氏名および住所
 - (1) 氏名 森田淳一
 - (2) 住所 京都府京都市山科区御陵四丁野町48番地5
- 2 契約期間の始期 令和8年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法 契約で定める基本費用の額ならびに契約で定めるところにより算定した執務費用および実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法 執務費用および実費に相当する額の範囲内における概算払ならびに実績報告に基づく精算払

滋賀県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
いちえ薬局甲良店	株式会社ケイファーマ	犬上郡甲良町尼子2008-1	令和7.11.1

代表取締役 加納裕介

滋賀県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森 澤 潔	もりさわ鍼灸治療院	蒲生郡竜王町山之上4890	令和7.7.2
上 田 泰	ライフサポートシルク2号店	愛知郡愛荘町豊満1357-18	令和7.12.12

滋賀県告示第219号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
いちえ薬局甲良店	株式会社ケイファーマ 代表取締役 加納裕介	犬上郡甲良町尼子2008-1	令和7.11.1

滋賀県告示第220号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、法による医療支援給付のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上 田 泰	ライフサポートシルク2号店	愛知郡愛荘町豊満1357-18	令和7.12.12

滋賀県告示第221号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県信用農業協同組合連合会
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目3番38号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第222号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および

違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 レーク滋賀農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜14番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第223号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 東びわこ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市川瀬馬場町922番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第224号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 北びわこ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 長浜市湖北町速水2721番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 甲賀農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 甲賀市水口町水口6111-1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第226号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 グリーン近江農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市八日市町1番17号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金

- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第227号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 湖東農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市池庄町507番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第228号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀蒲生町農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市市子殿町240番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 東能登川農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市垣見町818番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第230号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 レーク伊吹農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 米原市宇賀野280番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第231号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県手数料等の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県職員生活協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

公 告

令和8年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和8年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和8年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和8年4月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 狩猟免許試験
 - (1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。
 - ア 県内に住所を有する者
 - イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 試験科目
 - ア 第1次試験 知識試験および適性試験
 - イ 第2次試験 技能試験
 - (3) 試験の内容
 - ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。
運 動 能 力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

狩 猟 免 許 の 種 類	課 題
網 猟 免 許	1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
	2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。
	3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。

わな猟免許	2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること(架設にはわなの解除を含む。) 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時にすること。
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。)について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にすること。

(4) 免許試験の一部免除

- ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、法第49条第1号の規定に基づき、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。
- イ 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、法第49条第2号の規定に基づき、知識試験および技能試験を免除する。
- ウ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

	試験科目	日時	場所	定員		
第1回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和8年6月14日(日) 10時から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町 461-1	70人		
	第2次試験 (技能試験)	令和8年6月14日(日) 13時から16時30分まで				
第2回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和8年9月13日(日) 10時から12時まで		東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町 461-1	70人	
	第2次試験 (技能試験)	令和8年9月13日(日) 13時から16時30分まで				
第3回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和8年11月20日(金) 10時から12時まで			東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町 461-1	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和8年11月20日(金) 13時から16時30分まで				

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については7月中旬に、第2回免許試験については10月上旬に、第3回免許試験については12月下旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日に満了する者

(2) 内容

	講	習	適性検査
--	---	---	------

内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力
-----	--	------------------------

(3) 更新講習および適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員
第1回	令和8年6月26日(金) 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第2回	令和8年6月26日(金) 14時から15時30分まで		40人
第3回	令和8年6月30日(火) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	50人
第4回	令和8年6月30日(火) 14時から15時30分まで		50人
第5回	令和8年7月2日(木) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	50人
第6回	令和8年7月2日(木) 14時から15時30分まで		50人
第7回	令和8年7月7日(火) 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	35人
第8回	令和8年7月7日(火) 14時から15時30分まで		35人
第9回	令和8年7月9日(木) 14時から15時30分まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人
第10回	令和8年7月10日(金) 10時30分から12時まで	愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	30人
第11回	令和8年7月10日(金) 14時から15時30分まで		30人
第12回	令和8年8月29日(土) 13時30分から15時まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

3 申請の手続

(1) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)1枚を貼付し、原則として申請者の住所地を管轄する森林整備事務所に提出すること。

(2) 添付すべき書類 次のいずれかの書類を添付すること。

ア 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

(3) 受付期間

狩猟免許試験	第1回	令和8年5月11日(月)から同月22日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	令和8年7月27日(月)から同年8月7日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第3回	令和8年10月13日(火)から同月23日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

狩猟免許更新講習および適性検査	第1回 ～ 第11回	令和8年5月25日(月)から同年6月10日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第12回	令和8年7月13日(月)から同月24日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

(4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

ア 手数料の額

(ア) (イ)から(エ)までを除く新規受験者 5,200円

(イ) 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

(ウ) 法第49条第2号に掲げる者(災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者) 3,900円

(エ) 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

イ 手数料の納付方法

(イ) 現金支払いによる場合は、現金集中窓口または券売機に必要な金額を支払い、発行された納付済証を申請書に添付し申請してください。なお、納付済証は当日限り有効です。

(ウ) キャッシュレス決済による場合は、申請窓口において必要な金額をお支払いください。

(5) 狩猟免状の返納 狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日に満了する狩猟免状について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

機 関 名 (かっこ内は所管地域)	電 話 番 号
滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市)	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市)	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市)	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市)	0749-65-6616

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、姉川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月21日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、入江干拓土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月21日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、姉川左岸土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月21日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

びわこボートレース事業庁公告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年4月21日

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和8年度びわこモーターボート競走場ファン輸送無料バス運行 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県びわこボートレース事業庁 大津市茶が崎1番1号
電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年4月1日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 江若交通株式会社 代表取締役 安積正彦 大津市本堅田六丁目29番18号
- 5 随意契約に係る契約金額 60,434,900円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

